



意匠の類否判断（ありふれた形態の取扱い）

知的財産高等裁判所 平成 20 年 5 月 28 日判決
平成 19 年（行ケ）第 10420 号 審決取消請求事件

弁護士 上野潤一

第 1 事案の概要

本件は、被告（ナガイレーベン株式会社）の有する意匠権（意匠に係る物品：短靴）について、原告（ケイ スイス インコーポレーテド）が、無効審判請求をしたところ、特許庁は、原告の請求は成り立たないとの審判をしたため、原告が同審決の取消しを求めたところ、本件意匠と引用意匠 1 とが類似しないとした審決の判断は誤りであるとして、審決を取り消した事案である。

第 2 本件意匠

1. 本件意匠

- | | |
|------------|-------------------|
| 1) 意匠登録番号 | 第 1 2 6 9 2 2 3 号 |
| 2) 意匠に係る物品 | 短靴 |
| 3) 意匠の構成 | 添付図面のとおり（部分意匠） |
| 4) 権利者 | ナガイレーベン株式会社 |

2. 手続の経緯

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 平成 17 年 9 月 6 日 | 被告による意匠出願 |
| 平成 18 年 3 月 10 日 | 意匠登録 |
| 平成 18 年 9 月 22 日 | 無効審判請求 請求人（原告） |
| 平成 19 年 7 月 19 日 | 審判請求は成り立たないとの審決 |
| 平成 19 年 11 月 29 日 | 審決取消訴訟提訴 |
| 平成 20 年 5 月 28 日 | 請求認容判決（審決取消し） |
| 平成 20 年 9 月 4 日 | 無効審決 |

第 3 原審決の理由

本件意匠は、出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された引用意

匠1～3のいずれにも類似するものではなく、意匠法第3条1項3号の規定に違反していない。

引用意匠1について

1) 共通点及び相違点

	共通点	相違点
物品、用途、機能、位置、大きさ、範囲	意匠に係る物品が「短靴」と「運動靴」と類似。本件意匠と引用意匠1相当部分が、靴の両側部分を構成する部分であり、ミッドソールの上部に設けられた部分であり、その部分の用途及び機能、そして、当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲がほぼ共通する。	本件意匠がミッドソールに隣接した部分であるのに対し、引用意匠1相当部分は、ミッドソールのやや上部に設けられた部分である。
形態 (a) 略変形台形状の外周形状	(A) 外周形状について、略変形台形状とする。	(a-1) 本件意匠は、底辺を、ミッドソールと靴甲部の境界をなすやや上方へ湾曲した線としているのに対し、引用意匠1は、ミッドソールと靴甲部の境界線からやや上部にミッドソールに平行に引かれた直線としている。
形態 (b) 仕切り枠	(B) 外周内側に仕切り枠を設け、その枠内を5等分し仕切り枠とほぼ同幅の略帯状凹部を5本形成する。(5本の略帯状部に係る構成態様)	(b-1) 本件意匠は、3辺のみに沿って設け、底辺には仕切り枠を設けずミッドソールに隣接させているのに対し、引用意匠1は、底辺にも設け、外周の内側4辺に沿って設けている。
形態 (c) 5本の略帯状凹部	(C-2) 略四辺形とし、(C-3) 5本ともつま先側に約60度で傾斜させ、(C-4) つま先側からかかと側にかけて徐々に縦方向に長くし、(C-5) メッシュ地である。	(c-1) 本件意匠は、3辺のみに仕切り枠を設け、底辺をミッドソール境界線に隣接しているのに対し、引用意匠1は、4辺を仕切り枠で囲んでいる。

2) 類否判断

この種短靴や運動靴の使用状態等を考慮すると、靴を履いて使っている場合は、本人が上方から、また、他人が斜め上方から靴を視認するものであり、靴を着脱したり、運搬したりする場合は、その全体が視認されるものである。そして、この種靴の購入の際は、その全体の形態について注視するものである。したがって、この種靴の両側部分を構成する部分であり、ミッドソールの上部に設けられた略変形台形状の部分の意匠については、その形態の全体が需要者の注意を引くものと認められる。

【相違点】

差異点は、3辺枠か4辺枠かという両意匠の基本的構成態様に係る差異であり、また、底辺部全体に係るもので、大きな割合を占める構成態様における差異であり、看者の注意を引くものである。

【共通点】

共通する構成態様は、両意匠の基本的構成態様のある程度の部分を占めるものであるが、しかし、基本的構成態様の大きな部分を占める底辺部の構成態様において差異があり、両意匠は、基本的構成態様において相違する。

また、両意匠の共通する構成態様は、引用意匠1の公知日（2003年5月）以前から広く知られた構成態様であって、新規な創作性があるものではなく、格別看者の注意を引くものではない。

したがって、両意匠の共通する構成態様は、引用意匠1の公知日以前から広く知られた構成態様であって、新規な創作性があるものではなく、格別看者の注意を引くものではないから、（本件登録意匠の3辺枠とした基本的構成態様や底辺部の構成態様も、格別新規で創作性のある態様とはいえないとしても、）両意匠は、基本的構成態様の大きな部分を占める底辺部の構成態様において差異があり、基本的構成態様において相違すると共に、各部の具体的構成態様が相俟って異なった意匠的効果があり、差異点が共通点を凌駕し、意匠全体として異なる美感を起こさせるものであり、類似しない。

第4 意匠の類否判断

争点：意匠の類否判断において、ありふれた形態をどのように取り扱うか。

1) 関連条文

意匠法 第三条

工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意

匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

2) 特許庁の意匠審査基準

● 意匠の類否判断の観点（意匠審査基準22. 1. 3. 1. 2）

意匠審査において、類否判断は次の（ア）～（オ）の観点によって行われる。

（ア）対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断

（イ）対比する両意匠の形態の認定

（ウ）形態の共通点及び差異点の認定

（エ）形態の共通点及び差異点の個別評価

（オ）意匠全体としての類否判断

● 部分意匠の類否判断の要素（平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準6.3）

部分意匠の類否判断は、物品において当該部分意匠として意匠登録を受けようとする部分について、以下の要素に基づいて総合的に判断する。

① 意匠に係る物品

② 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の機能・用途

③ その物品全体の中に占める部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲

④ 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分自体の形態

● 形態の共通点及び差異点の個別評価（意匠審査基準22. 1. 3. 1. 2）

各共通点及び差異点における形態に関し、以下の（i）その形態を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価と、（ii）先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価を行う。

各共通点及び差異点における形態が（i）及び（ii）の観点からみてどの程度注意を引くものなのかを検討することにより、各共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさを判断する。

（ii） 先行意匠群との対比に基づく評価

出願意匠と引用意匠の各共通点及び差異点における形態が、先行意匠群と対比した場合に、注意を引きやすい形態か否かを評価する。形態が注意を引きやすいものか否かは、同じ形態を持つ公知意匠の数や、他の一般的に見られる形態とどの程度異なつた形態であるか、又その形態の創作的価値の高さによって変わる。

（a） 先行意匠調査を前提とする共通点の評価

出願の意匠と引用意匠の各共通点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様であった場合には、その形態は特徴的な形態とはいえない。したがって、他の先行意匠においても見られる形態ではあるが、ごく普通に見られるありふれた態様とはいえない場合と比べて、その形態が注意を引く程度は小さい。いずれの場合も、ありふれた形態や、公然知られた形態を単純に除外することはしない。

(b) 先行意匠調査を前提とする差異点の評価

出願の意匠と引用意匠との対比によって認定される各差異点における形態が、他の先行意匠には見られない新規な形態であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形態は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものである。各差異点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様である場合は、その形態は、強く注意を引くものとはなり得ない。ただし、ありふれた形態や公知形態の組合せによっては、その組合せの態様が、注意を引く場合もある。

3) 杉浦正樹「意匠権侵害訴訟における意匠権の効力の及ぶ範囲について」『知的財産法の理論と実務第4巻〔著作権法・意匠法〕』405頁

「意匠の構成態様のうち、ごくありふれた態様については、取引者・需要者がしばしば目にするところであるため、その注意を引く部分とは必ずしもいえない。したがって、登録意匠の出願当時の、当該意匠の属する分野における周知意匠は、意匠の要部といえないことが多い。

ただし、ありふれた形状であっても、当該意匠の支配的部分を占め、意匠的まとまりを形成して、看者の注意を引くものであれば、なお意匠の要部たり得る。」

第5 裁判所の判断

裁判所は、まず、本件意匠と引用意匠1との共通点である「5本の略帯状部に係る構成態様」についての公知意匠は、原告製品の運動靴に係る意匠であることを認定した（引用意匠1も原告製品である運動靴に係る意匠であると認定した）。

そのうえで、以下のとおり、「5本の略帯状部に係る構成態様」が広く知られているものであるがゆえに格別の注意を引くものでないとした審決の評価は誤りであり、逆に看者の注意を引くものであるとした。

そして、「5本の略帯状部に係る構成態様を含む、略変形台形状の外周形状枠内を5等分して、メッシュ地よりなる同幅の略帯状凹部を5本形成し、その各略帯状凹部を略四辺形とし、つま先側に約60度で傾斜させた構成態様」は、両意匠の意匠に係る物品におけるその位置関係、意匠全体に占めるその割合、その機能等にかんがみて、両意匠の最も特徴的な部分であり、看者の注意を強く引くものであると認めることができ、本件意匠と引

用意匠1は、このような構成態様において共通するものである。両意匠の相違点は、共通点を凌駕するものとはいえず、両意匠は類似すると認めるのが相当であるとした。

1. 取消事由1（本件意匠と引用意匠1の類似性判断の誤り）について

（3）意匠法にいう「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいうのであり（意匠法2条1項）、同法3条1項3号が、同項1、2号の意匠（公知意匠）と並んで、これに類似する意匠についても意匠登録を受けることができない旨規定しているのは、公知意匠に係る物品と同一又は類似の物品につき、公知意匠に類似する美感を起こさせるような意匠については、独占的実施権である意匠権を付与するに値しないと考えられるからであり、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠、すなわち、登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品につき、登録意匠と類似の美感を起こさせる意匠について及ぶものとされている（同法23条）ことと裏腹の関係にあるものである。

したがって、同法3条1項3号に係る意匠の類否判断とは、同号該当の有無が問題とされている意匠と公知意匠のそれぞれから生ずる美感の類否についての判断をいうものであり、その判断は、意匠に係る物品の全体（部分意匠については当該部分の全体）に係る構成態様及び各部の構成態様について認定した共通点及び差異点を、それらが類否判断に与える影響を各々評価した上で、それらを総合して行うべきものである。そして、その場合に、共通点又は差異点の認定に係る構成態様がよく知られたものであるときは、そのような構成態様は通常ありふれたものであるから、一般に看者の注意を引き難くなり、そのような構成態様に係る共通点又は差異点が類否判断に及ぼす影響も相対的に小さいことが多く、したがって、両意匠の共通点をなす構成態様がよく知られたものであるときは、当該共通点によって両意匠が類似と判断される度合いは低くなることが多いということとはできる。しかしながら、ある物品に係る特定の製造販売者が、その製造販売に係る当該物品の特定の部位に、特定の構成態様からなる意匠を施し、そのような意匠が施された物品が、当該特定の製造販売者の製造販売に係る商品として、長年にわたり、多量に市場に流通してきたため、当該意匠の態様が、その製造販売者を表示するいわばロゴマークに相当するものとして、需要者に広く知られるに至ったような場合においては、当該物品に関する限り、そのような意匠の態様は、広く知られているからといって、看者の注意を引き難くなるものではなく、むしろ、広く知られているために、かえって、その注意を引くものであることは明らかであり、そうであれば、そのような構成態様が共通する場合においては、その共通点が意匠の類否判断に及ぼす影響は、相対的に大きいものとなるというべきである。

しかるところ、上記（2）の認定事実に、甲第4～第6、第15、第16、第18号証及び弁論の全趣旨を総合すれば、5本の略帯状部に係る構成態様は、原告がその製造販売する運動靴（スニーカー）の側面に施してきたものであって、かかる意匠を施した

運動靴が、原告の製造販売する商品として、長年にわたり、多量に市場に流通してきたために、本件意匠の登録出願日前までに、かかる5本の略帯状部に係る構成態様は、原告を表示するいわばロゴマークに相当するものとして、需要者に広く知られるに至っていたものと認めることができる。そして、略変形台形状の外周形状について必ずしも明確に認識することのできない公知意匠（10）の1例が存在するのみでは、かかる認定を覆すに足りず、他にこの認定を左右するに足りる証拠はない。

そうすると、5本の略帯状部に係る構成態様が、広く知られているものであるゆえに格別看者の注意を引くものでないとした審決の評価は誤りといわざるを得ず、かかる構成態様は逆に看者の注意を引くものというべきである。

以上